

(Daily 日本史) ~近代史の流れ~

【問】 2003 年 関西大学 法

次の(A)～(E)の各文の(1)～(10)について、{ (ア)～(ウ) }の語句の中から最も適当なものを選びなさい。

- (A) 1878 年(明治 11)に公布された三新法は、明治政府最初の統一的地方制度であって、郡区町村編制法、府県会規則、(1) { (ア) 国税徴収法 (イ) 地方官官制 (ウ) 地方税規則 } からなっていた。これによって、廃藩置県後に設置された大区・小区は廃され、府県・郡区・町村の行政的体系化がはかられた。ついで、1888 年(明治 21)に市制・町村制、1890 年(明治 23)に府県制・郡制が公布され、政府の強い統制のもとでの地方自治制が確立した。このときの制度整備は、内務大臣山県有朋が中心となって、ドイツ人顧問(2) { (ア) ラグーザ (イ) モッセ (ウ) リース } の助言を得て進められた。
- (B) 明治政府は、近代的法治主義を確立し条約改正をすすめるため、近代法の編纂を急いだ。1880 年(明治 13)に、新律綱領・改定律例にかかわって刑法と(3) { (ア) 讒謗律 (イ) 治罪法 (ウ) 監獄則 } が公布され、近代的な罪刑法定主義が採用された。ついで、1890 年(明治 23)には、民事訴訟法・商法・民法・刑事訴訟法が公布された。これらのうち、刑事訴訟法と民事訴訟法は施行されたが、民法と商法は施行が延期された。帝国大学教授の(4) { (ア) 穂積八束 (イ) 梅謙次郎 (ウ) 伊東巳代治 } が「民法出デテ忠孝亡ブ」と題する論文を法律雑誌に書き、ボアソナード民法を激しく批判したのは1891 年(明治 24)であった。その後、民法は改めて編纂しなおされ、1896 年(明治 29)と1898 年(明治 31)に公布された。商法も、1899 年(明治 32)に新法が公布された。
- (C) 産業革命の進展とともに労働運動がはじまり、各種の社会運動が展開されるようになった。この新しい動きに対応して、政府は1900 年(明治 33)に(5) { (ア) 集会及政社法 (イ) 労働争議調停法 (ウ) 治安警察法 } を公布し、労働者の団結権・罷業権を制限して労働運動を取り締まった。一方で、政府は工場労働者の労働状態の悪化とその弊害に対処するため、1911 年(明治 44)に(6) { (ア) 労働安全衛生法 (イ) 工場法 (ウ) 産業組合法 } を公布した。資本家の反対もあって制定が遅れた同法は、1916 年(大正 5)にようやく実施されたが、内容的にはきわめて不徹底であった。
- (D) 1924 年(大正 13) 1 月、貴族院を中心とする(7) { (ア) 山本権兵衛 (イ) 加藤友三郎 (ウ) 清浦奎吾 } 内閣が成立すると、憲政会・政友会・革新倶楽部の 3 党は憲政擁護運動をおこした。同年 5 月の総選挙で普通選挙・貴族院改革などの公約をかかげた護憲三派が圧勝し、憲政会総裁の加藤高明を首相とする 3 党の連立内閣が成立した。加藤内閣は、1925 年(大正 14)にいわゆる普通選挙法を成立させた。この内閣が同時に成立させた(8) { (ア) 治安維持法 (イ) 破壊活動防止法 (ウ) 国防保安法 } は、1928 年(昭和 3)に緊急勅令で改正公布され、「国体」の変革を目的とする結社の組織者・指導者に、死刑または無期懲役を科すことができるようにされた。
- (E) 1938 年(昭和 13)に公布された(9) { (ア) 軍需工業動員法 (イ) 国家総動員法 (ウ) 重要産業統制法 } には、「国防目的達成^{ため}ノ為、国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、人的及物的資源ヲ統制運用スル」と記されていた。これによって、政府は絶大な権限をもつにいたった。翌 1939 年(昭和 14)には、同法第 4 条にもとづき(10) { (ア) 国民徴用令 (イ) 国民勤労報国協力令 (ウ) 国民勤労動員令 } が公布され、一般国民が軍需産業に動員されるようになった。また、同じ年に賃金統制令や価格等統制令などが公布され、物資動員計画にもとづく軍需の確保、民需の制限がはかられた。

【解答】

(1) (ウ) (2) (イ) (3) (イ) (4) (エ) (5) (ウ)

(6) (イ) (7) (ウ) (8) (エ) (9) (イ) (10) (エ)